

議案第87号 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成28年度の人事院勧告に準拠し、市議会議員の期末手当の支給月数を改めるもの。

○第1条による改正 平成28年12月の期末手当の支給月数を0.1月分増

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年小松島市条例第48号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する期末手当</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する期末手当</p> <p>ア～エ (略)</p>	

(2) 12月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の165</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の132</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の99</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の49.5</u> 3・4 (略)	(2) 12月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の175</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の140</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の105</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の52.5</u> 3・4 (略)	改正 改正 改正 改正
---	--	----------------------

○第2条による改正 平成29年6月以降の期末手当の支給月数を改正（6月の支給月数を増やし、12月の支給月数を同割合減ずるもの。）

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年小松島市条例第48号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) (1) 6月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の150</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の120</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の90</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の45</u> (2) 12月に支給する期末手当	(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) (1) 6月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の155</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の124</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の93</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の46.5</u> (2) 12月に支給する期末手当	 改正 改正 改正 改正

<p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の175</u></p>	<p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の170</u></p>	<p>改正</p>
<p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の140</u></p>	<p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の136</u></p>	<p>改正</p>
<p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の105</u></p>	<p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の102</u></p>	<p>改正</p>
<p>エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の52.5</u></p>	<p>エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の51</u></p>	<p>改正</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>	